慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカ革命とジョン・ロック : アメリカ革命政治思想史研究の一視角(二)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American
	revolution (2)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.67(215)- 103(251)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

――アメリカ革命政治思想史研究の一視角 (二)―

第一章 印紙法危機、一七六四年——七六六年

匹

た。

森

雄太郎

あり、そのために生じた多大な負債を減殺するために印国政府によれば、七年戦争は植民地を守るためのものでついて、彼ら自身の解釈を提示せねばならなかった。本まづもって植民地人は、グレンヴィル政権による印紙まで

アメリカ革命とジョン・ロック―アメリカ革命政治思想史研究の一視角 (二)―

六七(二二五)

物的犠牲を支払って本国を支援したのであった。れた戦争であり、そのために植民地人が多大な人的及びなく、イギリス帝国に新たな領土をもたらすために戦わ植民地人にとっては、七年戦争は植民地を守るためではて何らかの責任を負うのは当然のことであった。他方、紙法が必要なのであって、植民地人が負債の返還につい

とっても有害なものとならざるを得ない。 世の発展に貢献した。世民地の多くの著作者たちは次のような議論を展開した。即ち、各植民地の最初の に独力で発展してきた。七年戦争に限らず、本国が植民地の発展に貢献したことはないのであり、むしろ植民地の発展が本国の発展に貢献してきた。即ち、各植民地の最初のの発展が本国の発展に貢献してきた。神民地の多くの著作者たちに独力で発展してきた。七年戦争に限らず、本国が植民地の発展が本国の発展に貢献してきた。神民地の多くの著作者たちに独力で発展に貢献したことはないのであり、むしろ植民地の発展が本国の発展に貢献してきたのであり、むしろ植民地の発展が本国の発展に貢献してきたのであり、むしろ植民地の最初のであり、むしろ植民地のであり、むしろ植民地のであり、いる。

帝国体制の中での植民地の憲政的位置づけについて、な著作物に広く見られるが、しかしこの解釈は、イギリス植民地の過去についてのこのような解釈は、植民地の

王の臣民となるのであり、 と特権を携えてきたことを強調しようとしていたのであ 権は植民地代議会に保証されていることになる。但し、 王との間で結ばれた統治契約を通じてのみ、イギリス国 史を開始したのである、との議論も展開された。この場 北アメリカの自然状態で彼ら自身の市民社会の新たな歴 点ですでにイギリス臣民ではなくなっていたのであって、 植民地人が植民地の内的事柄に対する権限を持つと主張 民地人が大西洋を渡る際に、イギリス臣民としての権利 著作者たちが北アメリカを自然状態にあったとしたが、 はイギリス臣民としての権利と特権を携えて北アメリカ 最初の定住者たちは、本国イギリスから移住して出た時 する主張に他ならなかった。第二に、これとはちがって、 したのも、イギリス臣民としての植民地人の権利を強調 る。そして彼らが「同意なければ課税なし」と主張し、 の契約であると主張する際も、それによって彼らは、 ない。彼らが、植民地の特許状を国王と植民地人との間 しかしこの場合の自然状態は憲政的真空状態を意味し得 の荒地に移住して来た、との議論が展開された。多くの お二つの事柄を意味し得る。第一に、 合植民地人は、特許状に体現される、彼らとイギリス国 この特許状に基づいて、 最初の定住者たち

についての議論に対して、いく分か冷静な観察者であるについての議論を明確に区別するのは難しく、両者が分から二つの議論を明確に区別するのは難しく、両者が分から二つの議論を明確に区別するのは難しく、両者が分から二つの議論を明確に区別するのは難しく、両者が分から二つの議論はむしろ理念型と言うべきである。以上の二つの議論はむしろ理念型と言うべきである。

でなければならない。
の臣民であったとみなされるべきか、のいづれからは、自然状態にあったとみなされるべきか、さらは、自然状態にあったとみなされるべきか、さの定住者たちがここに移植して入ってきた時、彼このカントリー [ニュー・イングランド] の最初

を喚起している。即ち、

かのような論調を取りつつ、二種類の議論の相違に注意

ニュー・イングランドに移住して来たのであれば、彼らもしも、最初の定住者たちが、イギリス臣民として

を設立する」ことによって、イギリス人としての権利をそのようなもの [イギリス臣民] としての、あらゆる権そのようなもの [イギリス臣民] としての、あらゆる権と彼らの子孫は、「特許状によって裏づけられなくとも、と彼らの子孫は、「特許状によって裏づけられなくとも、享受するべきである。

人々に対して何の責任も負わないし、彼らによって支配りスの臣民とは、「月の住人」に対するのと同じように指し、政府を設立し、しかる後に特許むように社会を創始し、政府を設立し、しかる後に特許むように社会を創始し、政府を設立し、しかる後に特許むように社会を創始し、政府を設立し、しかる後に特許むように社会を創始し、政府を設立し、しかる後に特許したのである。しかもこの契約は国王との間でのみの契めであるから、ニュー・イングランド人は「イギリスのと同じように続けて「ブリタナス・アメリカナス」は、ニュー・イ続けて「ブリタナス・アメリカナス」は、ニュー・イ続けて「ブリタナス・アメリカナス」は、ニュー・イ

七〇(二一八

されることもない」のである。

従って、以上のような仮定によって、オールド・ 得ないのである。 住者たち]に対して、何らの関係も管轄権も持ち と同じように、彼ら「ニュー・イングランドの定 国王の臣民であるハノーヴァーの人々に対するの ある。しかしイングランドの人々は、同様に同じ 定住者たちと結びつき、彼らの国王となったので イングランドの国王は、ニュー・イングランドの

ド人は、契約によって、国王にのみ服従し、国王によっ る本国議会は、ニュー・イングランドに対して何の権限 にある別個の政治体である、とするイギリス帝国国家連 の議論は、イギリス本国と個別植民地とは同一君主の下 てのみ統治されるのである。後に検討するようにこの種 も持ち得ない、ということになる。ニュー・イングラン この場合、イギリスにおける国王の臣民の代表機関であ 合論に、自然に行き着くことになる。

の議論は、これほど明確には区別されていなかった。ア しかしながら、印紙法危機の段階では、これら二種類

然としていた植民地人の心情を代表している。「フリー サポートする、というものであった。そして、この契約 に所有物を得るために、彼らの生命と財産を危険にさら と、「国王及びイギリス国民 [The Nation]」との関係は なかった」のであり、北アメリカに定住した冒険者たち させた「利害の一致」論によって「実質的代表理論」を 念に訴えつつ、ダニエル・デュレイニイが定式化し普及 ガゼット』の「フリーマン」は、この点について未だ漠 されるのが普通であった。例えば、『ニュー・ヨーク・ ている政治体としての、曖昧な植民地のイメージが提示 ギリス本国との間で何らかの契約関係をもって結びつい の契約の条件は、「冒険者たちがアメリカの無人の地域 定住後の「暗黙の契約」によって成立したのである。こ や彼の臣民のうちのいづれかの所有するところでも未だ 本国・植民地関係の性格についても検討を加えている。 論駁しようとしたエッセイであるが、その中で著者は、 マン」の小論は、イギリス的権利の観念よりは自然権概 メリカの荒野に定住した父祖たちによって建設され、 「彼ら[冒険者たち]がこれらの所有物を」守ることを した」ことの見返りとして、「国王とイギリス国民」が 「フリーマン」によれば、「定住されるべき土地は、国王

一部」なのである。従って、れが同等の憲政的地位に立つ「イギリスのドミニオンの著者にとっては、各植民地と母国イギリスとは、それぞギリスの彼らの同胞に何ら劣るところはない」のである。に基づいて、植民地人は、「彼らの自然権において、イ

ではないのである。 王国のすべての部分が同じ共通の権利を持つ時、 王国のすべての部分が同じ共通の権利を持つ時、

か、はなはだ不明確である。しかも著者は、各植民地と治的関係を持つことになった脱イギリス臣民であったののか、後の「暗黙の契約」によってのみイギリス臣民であったここにおいては、定住者たち、或いは「冒険者たち」は、デンティティーも、定住の性格も、未だ明確ではない。「フリーマン」においては、最初の定住者たちのアイ

いる。 てのイギリス帝国の観念に行き着く可能性を閉じられてあって対等な権利を持つ、一連の独立国家の連合体としあって対等な権利を持つ、一連の独立国家の連合体とし「国王とイギリス国民」としたために、同一君主の下に「国王とイギリス国民」としたかの対等な部分とみなしイギリス本国とを、ドミニオン内の対等な部分とみなし

まいて、必ずしも徹底している訳ではなく、後に示すよれて、必ずしも徹底している訳ではなく、後に示すよは、彼の議論をおおむね方向づけたのは、一七六六年三月にヴァジニアのウイリアムスバークで出版された『イギリス領植民地の権利の探究』である。ヴァジニア植民地代議会議民地の権利の探究』である。ヴァジニア植民地代議会議民地の権利の探究』である。ヴァジニア植民地代議会議民地の権利の探究』である。ヴァジニア植民地代議会議といったは、ヴァジニアが本来、最初の定住者によって、一七念から引き出しているのであるが、これによって、一七念から引き出しているのであるが、これによって、一七念から引き出しているのであるが、これによって、一七次中以後盛んに議論されることになった(但しブランドは、彼の議論をロックの移住の自然権に基づけることになから引き出しているのであるが、これによって、一七次の関係を決しているのであるが、これによって、一七次によって、一七次によって、一七次の関係を担いているのであるが、これによって、一七次の関係を表示という。

起源について」の中で、移住の自然権の概念を提起して として次のような議論を展開している。 の父親の結んだ統治契約によって拘束されるのではない 政府に属するかを選択する自然権を持つのであって、彼 している。 このような論理を論駁するために同章の後半部分を費や 自然的自由を持ってはいない、とする反論を予想して、 下にあるのであり、個人として彼自身の統治契約を結ぶ いる。ロックは、人が生まれた時すでに何らかの統治の 口 ックは、『統治論第二論文』の第八章、「政治社会の ロックは、人が成人した時、如何なる社会や

正しい理性の法によっても、政府そのものの実践 なる政治体に自らを結びつけるかについて[判断 なる統治の下に自らを置くかについて、また如何 下にある。しかしその後は自由人であって、 分別のつく年頃に至るまでは父親の教えと権威の て生まれるのではないことは明白である。彼は、 によっても、子供が如何なる国や政府の臣民とし 如何

する]自由を持つのである。

七二(二三〇)

とを許容できない。従って、 ある。社会はその土地の一部が社会から切り離されるこ 地の属する政治社会に設立された政府に対して、「暗黙 は、父親の土地を相続することによって、息子はその土 程が繰り返されている、とロックは主張する。というの の同意」を与えている、とみなされねばならないからで に見えるが、実際には、各世代において暗黙の契約の過 各世代は断絶することなく統治の下に生まれて来るよう

あるのである。
の〕誰とも同様に、その政府の法に服する義務が 部分を所有し享受するのであれば、そのことに れを享受し続ける限りその政府の下にいる よって彼の暗黙の同意を与えているのであり、 人は誰でも、 何らかの政府の支配領域の何らかの

から離脱し、他の既存社会に参加するか、既存社会の外 いものである場合には、彼の所有地を手放してその社会 しかしながら、個人にとって現存の政府が許容し得な

常に個人には保証されている、とロックは主張する。にある自然状態において新しく社会を創設する自然権が、

このような [所有地の] 享受によって生じる、政府への服従の義務は、この享受とともに始まり、形の同意しか与えていない所有者が、寄付や売買黙の同意しか与えていない所有者が、寄付や売買黙の同意しか与えていない所有者が、寄付や売買いて、無人の地で、新しい国を始める自由を持つのである。

政府から離脱して、「無人の地で新しい国を始める」自他方で、この条件を受容しない個人には、現在の社会や在の条件の下で生活する統治契約を結んだことになる。社会内に所有地を持ち、その社会にとどまる個人は、現正当性を説明するための対概念を成している。一方で、正当性を説明するための対概念を成している。一方で、正当性を説明するための対概念を成している。一方で、正当性を説明するための対概念を成している。一方で、正当性を説明するための対概念を成している。一方で、正当性を説明するための対概念を成している。

然権が保証されている。本国・植民地間の憲政的関係を である。 初は部分的に、後にはその全てを否定することになるの することによって、植民地に対する本国議会権力を、 民地の最初の定住者たちが本国からアメリカの自然状態 抵抗運動の著作者たちによって援用された。彼らは、 リチャード・ブランドに始まり、その後ますます多くの ムス・オティスによって言及されているが、本格的には(タ) 化するために「暗黙の同意」の概念を用いた。 と継続性を強調するに際して、本国政府への服従を正当 章で検討するように、本国政府や植民地のロイヤリスト めぐる論争のコンテクストにおいて、 に移住し、彼ら自身の独立した政治体を設立したと主張 の著作者たちは、植民地における本国政府権力の正当性 つの概念は、相対立する目的のために援用された。後の |移住の自然権||の概念は、すでに一七六四年のジェイ ロックのこれら 他

民地に関する最近の規制及び植民地への課税の考察』的代表」理論を展開した、トマス・ウェイトリーの『植であるが、イギリス側の議論の主題となっていた「実質探究』は、印紙法が廃止された後になって出版されたのリチャード・ブランドの『イギリス領植民地の権利の

いる。 ない」。そして、ロックと、スイス人でしばしばロック⁽³⁾ こから引き出される人類の権利を頼みの綱とせねばなら 点を置いている。ブランドによれば、「我々は、 Constitution)といった概念をも提起しているが、ブラン りも得ることができないのであるから、自然の法と、そ 探究を導くに際して、王国の法や古代の歴史から何の光 ドは明らかに、自然法に基づく合理主義的議論の方に重 の思想的継承者とみなされるヴァテルを、彼にとっての 「人類の権利」についての権威として引き合いに出して (ロンドン、一七六五年)を批判したパンフレットであ サクソン的 自由とか古代の政体 (the Ancient 我々の

が本国議会によって正当に課税され得るのは、彼らが本 の権威の正当性を説明して、 るのに対して、ブランドは、イギリスにおける本国議会 的代表」理論に対抗するに際して、ダニエル・デュレイ 国議会の権威の及ぶ範囲内にとどまっていることによっ ニイによって定式化された「利害の一致」論に訴えてい るべきだからである、と主張する。誰であれ、「国家の この時期の植民地の他の全ての著作者たちが、「実質 その政府に 「暗黙の同意」を与えているとみなされ イギリスにおける非有権者

> は、 行使し続けている」者は、その国家に対してロック的な国にとどまり、「他のあらゆる点で市民としての権利を うに説明する。 暗黙の同意を与えていることになるのである。ブランド 立法部への参与を否定され」ていながらも、なお、その 脚注においてロックに言及しつつ、この点を次のよ

のも、もっともなことだからである。 (ユ) 受することによって、法に服さなければならない 即ち、法に従い、社会に固着し、憲法の恩恵を享 は、人は暗黙のうちに法に同意することによって、 与えている諸法に服従せねばならない。というの なたのフレイズを用いるならば、実質的に同意を [このような者は] 彼が暗黙のうちに、 はあ

保証されているのであり、そうすることによって彼はいならば、その個人には「その国を放棄する自然権」 現在の政府への服従義務を撤回することができる、とブ ランドは主張する。 個人は、彼の生まれた国の統治を受け入れる意図がな そうすることによって彼は

「人々は」社会の構成員であり続けるかぎり、[そ の社会の] 法に服さねばならない。しかし、彼ら を放棄し、他の社会に入って、他の国に定住す 恵を放棄し、他の社会に入って、他の国に定住す の社会の] 法に服さねばならない。しかし、彼ら (吐)

した、と主張することができた。 以上の議論を更に延長して、ブランドは、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者は、他の既存社会を形成する権利を持つ。植民地の後代である。この前提的議論を提示する。この前提に立って、ブランドは、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者との前提的議論を提示する。この前提に立って、ブランドは、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからの中でなければ、彼らもは、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのロック的移住者に、ヴァジニアが本来イギリスからのであったが、グランドは、ヴァジニアがない。

国家からは独立の主権国家となるのである。と主権は終わる。そして、彼らが結合し、共通の同意によって新しい国を持ち、彼ら自身で政治社と主権は終わる。そして、彼らが結合し、共通の同意によって新しい国を持ち、彼ら自然的自由と人々がこの権利 [移住の自然権] を行使して彼ら

この論理によって、ヴァジニアはそれ自身の立法権をも

王の権威の下にとどまったのである。この議論の論理を といしながら、ブランドの主張するヴァジニア植民地 しかしながら、ブランドの主張するヴァジニア植民地 している。ブランドによれば、ヴァジニアへのロック的 を持たないことになる。 で、ヴァジニアは独立国で製約」を結び、この契約によっ の点で彼は、イギリス帝国体制の中での独立性であって、 の点で彼は、イギリス帝国体制の中での独立性であって、 の点で彼は、イギリス帝国体制の中での独立性であって、 の点で彼は、イギリス帝国体制の中での独立性であって、 の点で彼は、イギリス帝国体制の中での独立性であって、 で、ヴァジニアは独立国家でありながらも、イギリス国 で、ヴァジニアが同様と の独立性であって、 の独立性であって、 のは、イギリス国 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の

貫徹すれば、 たのであるから、本国議会は、 契約は、 イギリス国王との間でのみ結ば ヴァジニアに対して何の

権力も持たないことになる。 ンドは、本国議会が帝国の最高の立法権であり、 しかし、一七六六年のブラ 植民地

を回避しようとしている。一七六六年の時点で植民地に 議会はこれに従属する、として単に彼自身の論理の帰:

過激であって、ブランドは、そのような主張を注意深く 対する本国議会の全ての権力を否認するのはあまりにも

は、 避けようとしている。ブランドの言わんとしていること

帝国最高の立法権たる本国議会が植民地の外的事柄 ロック的移住者とイギリス国王との間の契約によっ

権を持つ、ということである。いづれにせよ、 に対する権力を持ち、植民地は内的事柄についての自治 印紙法は

権の侵害にあたることになる。そして、この議論をつき 植民地の内的事柄に対する干渉にあたり、 植民地の自治

政的地位を有する独立の政治体によって構成されるとす つめてゆけば、イギリス帝国は同一君主の下で平等な憲

るイギリス帝国国家連合論にゆきつく。この点でもブラ ンドの表現は曖昧なのであるが、彼は次のように論述し

> 生じる恩恵を享受しているのである。 (3)おいてこの王国と結びつき、相互の交流によって 従の下にあって、最も近密で親密な盟約と和親 国から独立の別個の国家 [各植民地は]内的統治においてはもともとの王 外的政体については、同一の[君主への]臣 [a distinct State] である

表現は、本国・植民地間の論争において重要な役割を果 限り、そして、彼らが植民地の帝国内での憲政的位置づ る。植民地人の歴史的アイデンティティーの探究が続 ギリス帝国国家連合論の理論的基礎を提供することにな 後の植民地人のアイデンティティー探究の鍵概念となっ 住の自然権というロック的・ブランド的な観念は、 彼の議論の基礎として決定的な役割を果たしている。 たし続ける。そして、 けを模索し続ける限り、 たのみならず、その後さかんに議論されることになるイ 表」理論を論駁するにあたって、ロックの自然権理論 ディストたちが、ブランド的議論 以 移住の自然権の裏側にあった「暗黙の同意」という 上のように、 リチャード・ブランドが イギリス本国政府筋のプロ このロック的概念のブランド的 の反論をせまられた 「実質的 ガ 代 ン

危機の次の段階で表面に現れることになる。ロックの概念の有効性に気づいた。論争のこの局面は、

いうことである、という議論を展開している。 ヴァジニア代議会の権威によらずしては課税されないと 者であるヴァジニア人が、彼らの選んだ代表者、即ち たらす恩恵」を享受することであり、具体的には、移住 移り、特定の条件でそこに定住する認可を与える」こと なくして行使し得る君主大権があるのではないかと主張 はない、としながらも、なお国王には、本国議会の同意 も注意したい。ブランドは、「王国全体の中で疑いもな 権によってもたらされる権利として言及していることに 住論をロック的な移住の自然権の概念に基づけているの ができるのではないか、と示唆している。そして、この し、この大権によって国王は、「彼の臣民が新しい国に く至高のものである[本国]議会の権威」を疑うもので において、移住の権利を自然権としてではなく、国王大 であるが、『イギリス領植民地の権利の探究』の一箇所 「特定の条件」とは、「自由やその他のイギリス憲法のも なお、以上に検討してきたように、ブランドは彼の移

地独立国家論を導き出し、そこから更にイギリス帝国国第二章で詳しく検討するように、移住論から個別植民

を離れた時に、すでに脱イギリス臣民になるのである。というのは、ロック的移住者がイギリス本国移住論のこれら二つの原型は、本来互いに整合しないもを離れた時に、すでに脱イギリス臣民になるのに対して、を離れた時に、すでに脱イギリス臣民になるのに対して、を離れた時に、すでに脱イギリス臣民になるのに対して、を離れた時に、ずランド以後の著作者たちは、しばしばなとしてイギリス国王の臣民であり続けるはずだからで然としてイギリス国王の臣民であり続けるはずだからである。しかし、ブランド以後の著作者たちは、しばしばある。しかし、ブランド以後の著作者たちは、しばしばある。していることを確認しておきたい。

注

- (1) 最初期に、かつ最も明確にこの種の議論を提起したものとして、次のパンフレットを参照されたい。Oxen-のとして、次のパンフレットを参照されたい。Oxen-のとして、次のパンフレットを参照されたい。Oxen-のとして、次のパンフレットを参照されたい。Oxen-のとして、次のパンフレットを参照されたい。
- (\alpha) Boston Gazette, March 17, 1766.
- ている。Pennsylvania Journal, June 13, 20, and 27, 1765; 1765. このエッセイは次の三誌にリプリントが掲載され(3) New York Gazette or Weekly Post Boy, June 6 and 13,

Boston Evening Post, June 24 and July 1, 1765; Maryland Gazette, August 1, 1765.

- 4) Richard Bland, An Inquiry Into The Rights of the British Colonies, Intended as an Answer to The Regulations lately made concerning the Colonies...(Williamsburg, 1766).
- (5) リチャード・ブランドについては、例えば次の文献を参照されたい。Clinton Rossiter, Seedtime of the Republic, 247-280; James E. Pate, "Richard Bland's Inquiry into the Rights of the British Colonies," William and Mary Quarterly, 2nd ser., XI(1931): 20-28.
- (6) Second Treatise, sec. 118.
- 下にある国の政府に服従する、ということである」。 その国のあらゆる臣民と同じ程度に、土地がその権力の 条件の下で、その土地を保持しなければならない。即ち、 受しようとする者は誰であれ、その土地が置かれている 受しようとする者は誰であれ、その土地が置かれている 受しようとする者は誰であれ、その土地が置かれている の国のあらゆる臣民と同じ程度に、土地がその権力の で、その国の統治の下にある土地を享 での国の次の一節も参照さ
- (∞) *Ibid.*, sec. 121.
- omies Asserted and proved (Boston, 1764), 11, 28-29. 9) オティスは、人が「成人となった時、どのような社会9) オティスは、人が「成人となった時、どのような社会9) オティスは、人が「成人となった時、どのような社会

- (1) An Inquiry Into The Rights of the British Colonies, 14.
- (11) *Ibid.*, 10.
- (12) Loc. cit.
- (13) Loc. cit.
- (15) *Ibid.*, 13, 15
- (16) *Ibid.*, 14
- (17) Loc. cit.
- (18) *Ibid.*, 20
- 19) Ibid., 21

六七年―一七七三年 第二章 タウンゼント論争と「平穏の時期」、一七

 $\overline{}$

チャタム政権の蔵相で、その実質的なリーダーであったりアム・ピット(チャタム伯)でさえも、植民地に対すいた。ロッキンガム・ウィッグのみならず、恐らくウィいた。ロッキンガム・ウィッグのみならず、恐らくウィス年にも軍隊宿営法を拒否したことによって、一七六七六年にも軍隊宿営法を拒否したことによって、一七六七二ュー・ヨーク代議会が、一七六五年に続いて一七六

チャー ボストンに設置したが、これによってボストンが植民地 収入の不足分を補填し、同時に、植民地の防衛費と、植 関税は、本国における土地税の軽減によって生じる政府 じく関税収入を確実にするために、植民地高等裁判所に、 の抵抗運動の中心地となることになる。同法はまた、 収を得るための関税であると、その目的を公然と示して 品に関税をかけるものであった。タウンゼント関税は税 たことによって、本国・植民地間の抗争の第二ラウンド ようになるはずであった。 うになれば、 るとされた。国王官吏が同関税から俸給を支払われるよ 民地における国王官吏への奉給を支払うためのものであ しの」植民地海事裁判所を追加設置した。タウンゼント いた。同法は税収を効果的に得るために、税関弁務局を 立法権を停止し、植民地に輸入されるいくつかの本国製 が開始された。これら諸法は、ニュー・ヨーク代議会の 法案を提出し、これらが一七六七年六月に議会を通過し 般捜査令状を発行する権限を与え、しかも、「陪審な ルズ・タウンゼントが、 彼らは植民地代議会に依存しなくともすむ いわゆるタウンゼント諸 同

ているものとみなし、関税すなわち外部税にねらいをさ本国政府は植民地人が内部税と外部税の区別を重視し

する企てに他ならなかった。

は、結果としており、植民地人にとっては正に課税そのもは、結果として多少の税収をあげることはあった。しかし、タウンゼント関税は税収をあげることはあっても通商は、結果として多少の税収をあげることはあっても通商の意識についてあまりにも理解に欠けていた。植民地人のであった。しかし、このような観測は、植民地人の自治権だめることによって、植民地人に譲歩しているつもりでする企てに他ならなかった。

めに、 も現実の運動においても、抵抗の経験を経ていたので 植民地が一致して抵抗運動を展開することを要請するた に連載されたのであるが、植民地のほとんど全ての新聞 の手紙』は、一七六七年始めにフィラデルフィアの新聞 た。ジョン・ディキンスンの『ペンシルヴァニアの農夫 始め、この運動が大西洋岸諸都市に急速に広がっていっ 本国議会に対する闘争を開始することができた。早くも あって、タウンゼント諸法に際しては、きわめて敏速に に再掲載され、全植民地的な抵抗運動の展開を促進した。 一七六七年十月には、ボストンが本国製品不輸入協定を 植民地人は印紙法危機を通じて、 サミュエル・ アダムスやジェイムス・オティスな レトリックにおい 7

た。本国政府は税関弁務官の要請に応じて、一七六八年 船リバティー号の押収事件を機に一層高まることとなっ を通じて、他の多くの植民地の新聞に掲載され続けた。 高まっていった。ボストンでの事態の進展を説明する 会の間の緊張のみならず、本国・植民地間の緊張関係も マサチューセッツの総督フランシス・バナードと同代議 セッツ代議会が一七六八年二月に発行した回状によって、 どのラディカルな論客によって起草され、マサチュー 税関体制の強化をねらったが、この行動は後に、一七七 十月にイギリス正規軍をボストンに導入し、 ボストンにおける緊張は、一七六八年六月に起こった商 「ジャーナル・オブ・オカレンシーズ」が、一七六八年 ことになる。 〇年五月の、 V わゆる「ボストン大虐殺」を引き起こす 秩序維持と

経済にとって不利益となるとみなされるようになっていいたし、また、本国製品への課税は、結局のところ本国関税は期待していた税収をあげる見込みが少なくなって議会の主権を固く信奉していた。しかし、タウンゼント政権を引き継いだノース卿が、タウンゼント関税の廃止他方、本国においては、一七七〇年一月にグラフトン

通して、イギリス帝国のなかでの植民地の位置づけ、 本国・植民地間の危機は終息した。タウンゼント論争を 蜜税と同様、茶税を支払い続けることにあまり躊躇しな 解してしまった。植民地人は、以前から存続していた糖 クの商人たちがこの運動から脱落したことによって、 もあって、あまり効果的ではなかったが、ニュー・ヨ 今回はイギリス製品がヨーロッパに市場を拡大したこと ニュー・イングランド以南の植民地は、この事件にほと ンダの目的で「大虐殺」を利用しようとしたが、 した。ボストンのラディカルな分子が、反本国プロパガ れたことによって、本国・植民地間の緊張は一挙に緩和 かった。しかし、一七七〇年四月に他の諸関税が廃止さ 面目を保つ手段として、茶に対する関税のみは廃止 た。本国議会は、 危機の第二ラウンドは幕を閉じることとなった。 国・植民地間で何らの共通理解も形成されることなく、 るいは本国議会と植民地代議会との関係について、 かった。ラディカルな抵抗運動はそのモメンタムを失い んど注意を払わなかった。全植民地的な不輸入運動も、 印紙法危機における宣言法と同

植民地関係は三年間にわたる「平穏の時期」に入ること本国政府が再度譲歩したことによって、その後本国・

駁するために、植民地の著作者たちはさまざまな仕方で実質的代表」理論は重要な論題であり続け、これを論されたといってよい。タウンゼント論争においても、ほとんど全ての議論が「実質的代表」理論をめぐってな様化しているという特徴がある。印紙法危機においては、機とちがって、タウンゼント論争においては、論題が多さて、抵抗のレトリックを見てみるならば、印紙法危さて、抵抗のレトリックを見てみるならば、印紙法危

ている。

「陪審による統治」の観念に訴えて攻撃するようになったければ課税なし」が植民地の抵抗のスローガンであり、大力によって、植民地の著作者たちは、関税吏の行動をさかんに非難するようになったし、とりわけ「陪審なしさかんに非難するようになったし、とりわけ「陪審なしなかんに非難するようになったし、とりわけ「陪審なし、合業による統治」の観念に訴え続けたし、また「代表「同意による統治」の原則に訴え続けたし、また「代表「同意による統治」の原則に訴え続けたし、また「代表」

を、植民地の自治権に対する脅威とみなした。しかも夕端を発する。多くの植民地の著作者たちは、軍隊宿営法に従わないニュー・ヨーク議会停止法をめぐる論争に制定されたニュー・ヨーク議会停止法をめぐる論争には制定されたニュー・ヨーク議会停止法をめぐる論争には制定されたニュー・ヨーク議会停止法をめぐる論争においては、イギリス「共和主義」の伝統的言語をもって軍職を発する。多くの植民地の著作者たちは、軍隊で、恐らくもっとも重要なものは、「平時における常備で、恐らくもっとも重要なものは、「平時における常備で、恐らくもっとも重要なものは、「平時における常備で、恐らくもっとも重要なものは、「平時における常備で、恐らくものは、一番がある。

虐殺」の後には、 ニユー・ ギリス正規軍すなわち常備軍の駐留に対する批判を展開 おいては、 あった。 植民地の防衛は、植民地の民兵をもって行われるべきて あるジョン・トレンチャードとウォルター・モイルの、 和主義」的反駁を繰り返した。この点でイギリス「共和 て、実に多くの著作者たちが、「常備軍」に対する「共 主義」のレトリックに直接訴えることができたのであっ に対して、市民による「民兵」の理想をかかげる「共和 に対する批判に際して、「腐敗」の原動力たる「常備軍_ あった。植民地の著作者たちは、イギリス正規軍の駐留 は「本国議会による専制と抑圧」を確信せしめるもので であるが、その効果は逆であって、ボストン人にとって した。軍は本国議会の主権を誇示するために置かれたの に支出されると公言されていたが、植民地人にとっては ウンゼント関税による税収の一部が植民地の防衛のため ンドン、 常備軍が自由な政府とは矛盾することを示す議論』(ロ の植民地への影響をよく示している一例は、 新たにイギリス正規軍が導入されたボストンに ヨークの新聞に、「共和主義」の古典的著作で 一六九七年)の全文が連載されたことである。 抵抗の著作者たちが、とりわけ「ボストン大 強迫観念にとらわれたかのごとく、イ

りは、 る。 貨幣不足を促進させ、植民地の輸入を減少させることで、 北アメリカ植民地を持っていることに負っているのであ さかんに述べられていた議論が見えかくれしている。 ろう経済的諸結果について、すでに一七六四年の段階で これらの議論の背景には、新しい帝国政策がまねくであ 結果として関税収入を減少させることになると論じた。 また、これも印紙法危機の際と同様に、関税が植民地の 観測であったことが後に証明されることになる。 に値しないと議論した。そしてこの議論は結局は正確な 生じる植民地の本国に対する適対心を引き起こすリスク のコストが税収そのものを大きく減殺し、課税によって 税が機能しないであろうと強調した。彼らは徴税のため な議論を主に展開した。第一に彼らは、タウンゼント関 印紙法危機におけると同様に、純理論的な様式の議論よ 民地の著作者たちも、 るから、 にとって必ず有害なものとなるであろう、 さて、以上の様に論点が多様化してゆきはしたが、 イギリス本国の経済的繁栄は本国製品の市場として 彼らが事実に基づくと見なしたプラグマティック 植民地経済にとって抑圧的な政策は、本国経済 ロンドンの反政府的著作者たちも との議論であ 彼らは

中には、 とになるであろう、と論じる者もあらわれるようになっ ばかりか、今やイギリス帝国の通商ネットワークを通じ 者たちは、植民地人が本国の援助を受けることなく独力 本国政府筋から見れば、 と植民地人の間に明確な見解の相違が表面化していた。 カを失い、 者は、イギリスがその抑圧的政策を改めなければアメリ つある植民地が、近い将来に母国イギリスを凌駕するこ の北アメリカ植民地の重要性を強調しただけではなく、 七年以後は、多くの著作者たちがイギリス帝国にとって 経済の繁栄を支えている、との反論を展開した。 て、本国が植民地経済に寄与する以上に、植民地が本国 で北アメリカの荒野に定住し、植民地を発展させてきた の下に成長したのであった。これに対して植民地の著作 民地の創設とその後の発展の性格について、本国政府筋 第一章で述べたように、印紙法論争においてすでに、植 あった植民地人のセンティメンツを見ることができる。 くは心理的にも、母国イギリスへの依存から離れつつ 以上のような議論の基底には、経済的に、そして恐ら 例えば一七六八年にニュー・ヨークのある著作 広大な領域を持ちかつ急速に人口を増加させつ 破滅に向かうであろうが、 北アメリカ植民地は本国の庇護 他方アメリカは 一七六

うべき、植民地独力定住論及び独力発展論を前提としな ぐる憲政論争が先例としてある。 論自体は、植民地人が帝国における植民地の憲政的位置 として、イギリス帝国国家連合論を展開した。国家連合 が、ロック的・ブランド的な移住の自然権の概念を基礎 りつつあった、微妙な変化を代弁しているといっていい。 あるが、彼の表現は、多くの植民地人の心理の中で起こ からの分離・独立の意図を持っていたわけではないので う、とさえ述べている。この著作者は、実際、イギリス 別植民地独立国家論、 めて、植民地人の自信にあふれたセンティメンツが、 あり、また、 ければ、ロック的な移住論は意味をなさなかったからで のは、植民地人の自己の能力に対する自信の表出ともい によって導かれたものと見なされるべきである。という は、植民地人のセンティメンツと理論的作業の相互作用 表現された。一七六七年以後、多くの植民地著作者たち 言語の援用を促進しつつ、その言語によって理論的にも づけを模索した結果であるし、 「多くの革命を経た後に強大な帝国」に成長するであろ 植民地の隆盛についてのこのような確信は、 しばしばロック的な移住論を触媒として初 更にはイギリス帝国国家連合論を しかもアイルランドをめ しかし帝国国家連合論 ロック的

導き出し得たからである。

本国政府による新しい帝国政策の経済的に否定的な結果を強調したり、とりわけタウンゼント関税が税収をあけないであろうとの予測を提示するプラグマティックなけないであろうとの予測を提示するプラグマティックなけないであろうとの予測を提示するプラグマティックながでる三年間にわたる論争を経て、植民地の著作者たちめぐる三年間にわたる論争を経て、植民地の著作者たちめぐる三年間にわたる論争を経て、植民地の著作者たちの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットするのとができたのである。

であろう」にもかかわらず、今や「我々の政治活動家たりュー・オリヴァーが、一七七一年暮れに嘆いたように、うになった。マサチューセッツの副総督であったアンドうになった。マサチューセッツの副総督であったアンドウになった。マサチューセッツの副総督であったアンドウニが、植民地人にとってはロックの『統治論第二論並んで、植民地人にとってはロックの『統治論第二論・イギリス憲法による権利の概念に基づく歴史的議論と

として信頼を受けて」しまっている、と証言している。 間の現下の論争において、ロック氏が、われわれ なってしまっていたのである。ほぼ同じ時期に、サミュ はみな、植民地の著作者たちが、彼らの政治的環境を、 描写する政治的状態としての「奴隷状態」の観念で説明 用して掲載したり、植民地の置かれた状態を、ロックの 新聞が、『統治論第二論文』からロックによる定義を引 ク氏の市民政府についての論考」が、「彼が決して促進 論文』に精通していると信じていたのであるが、 ウィリアム・ノックスが、彼自身誰よりも『統治論第二 本国政府のエネルギッシュなスポークスマンであった 反駁しようとさえしていない」。ロンドンにおいては、 論理はきわめて説得力があるため、今までだれもそれを 地側]の主張にそって、しばしば引用されている。 て述べているところによれば、「イギリスと植民地との エル・アダムスが『統治論第二論文』の影響力を証言し ちが多分によってかかっている誤った考えの一つ」に しようとする新聞エッセイが現れたりしている。これら しようとはしなかった法外で不合理な多くの主張の基礎 専制」とか「自由」といった概念について、植民地 かにしばしばロック的な言語の枠組みによって理解し 「ロッ 0)

とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。 とを示してゆきたい。

注

- (→) New York Journal, December 11, 1766- February 5, 1767.
- (α) Anon., The Power and Grandeur of Great-Britain (New York, 1768), 23.
- 3) 植民地の隆盛についての植民地人のこのような心理は

Anon., The Commercial Conduct of the Province of New York TATION ON THE LAWS OF EXCISE," in Pennsylvania or Weekly Post-Boy, February 8, 1768; "A DISSER cus Aurelius" of the London Chronicle in New York Gazette nia Chronicle, March 21 and 28, 1768; reprint of "Mar たら。 "Considerations on Justice as Virtue," in Pennsylva Hampshire Gazette, January 1, 1768. なお、ロックの経済 おれている。Boston News-Letter, December 4, 1767; New パンフレットは少なくとも次の二つの新聞に要約が掲載 Considered (New York, 1767), esp. 6-7, 12, 13-14. 1) S れる例としては、次のパンフレットを挙げておきたい。 対する植民地の対抗重商主義を主張した著作物が現れて のような議論を背景として、本国による重商主義政策に 46)と提唱して以来さかんに議論されていた。そしてこ tions On the Propriety of Imposing Taxes, Annapolis, 1765 の] 尊厳のシンボルとしよう] (Daniel Dulany, Considera-を援用した著作者がいたことも注目に値する。マニュ この局面で、Some Considerations of the Consequences of the 対抗重商主義の発想としても現れている。そして論争 植民地マニュファクチャー促進論や、更には植民地側 論を援用している他の例としては、次の史料を参照され いる。この点でロックの経済論の影響を明示的に見てと イニイが、「アメリカのマニュファクチャーをして[我々 ファクチャー促進論は、一七六五年のダニエル・デュレ Lowering of Interest, and Raising the Value of Money (London, 1692)に示されたロックの重商主義的な経済論

Gazette, February 17, 24, and March 31, 1773.

- (4) Andrew Oliver as "Freeman" in *Censor*, December 21, 1771.
- (15) Samuel Adams as "Candidus" in *Boston Gazeete*, December 23, 1771.
- (6) William Knox, The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed (London, 1769), 32.
- (7) 「専制」については『統治論第二論文』第一八章「専制について」(一九九節ー二一〇節)が、Massachusetts Spy, August 22, 1771 にリプリントされている。また、この他にロックの定義を示したものとしては例えば、John Tucker, A Sermon Preached At Cambridge... (Boston, 1771), 18-20; Amicus Judicum Bonorum's "The just Ruler" in Connecticut Courant, January 5, 1773. 「自由」については例えば、"Locke's Definition of Liberty," Pennsylvania Chronicle, September 2, 1771.
- (∞) Thomas Young as "Libermoriturus" in Boston Evening Post, November 9, 1767; "A LOVER OF MY COUNTRY" in Virginia Gazette (Rind), January 12, 1769; "A FRIEND TO THE CONSTITUTION" in Boston Gazette, October 12 and 19, 1767.
- している。主教制導入問題は、ニュー・イングランドのたいでででででででです。 Comの他に、この時期には植民地へのアングリカン主教制導の他に、この時期には植民地へのアングリカン主教制導の 以上三つのカテゴリーと、上記注(3)で示した経済論

July 28, 1768 を見られたい。その他の例としては、次の を通じて、主教制導入計画が浮上するたびに論争がまき 3 and 10, 1773 and Robert Cater Nicholas in Virginia Gazette (Rind), June 史料を参照されたい。John Allen, The American Alarm, on Pennsylvania Gazette, April 28, 1768 や、同じ一連のエッ による反タウンゼント諸法論と反主教制論とが結びつい 論陣をはった。そして彼らの議論の中で、ロック的言語 かったのであるが、植民地の著作者たちは、反主教制 政府には植民地に主教制を導入する企図はまったくな America (New York, 1767) において、主教制導入を提唱 Appeal to the Public in Behalf of the Church of England in ニュー・ジャージーのアングリカン聖職者でロイヤリス 起こっていた。革命期に入ってからは、一七六七年に 植民地建設当初からの古い問題であり、その後植民地期 1772; a debate between "Hoadelianus" (Samuel Henley) Address to the Public" in Essex Gazette, April 14 and 21 the Bostonian Plea (Boston, 1773), 8-9; "Philaretes" in セイを掲載した Pennsylvania Gazette, May 5, 1768 and て現れている。その最も明白な例として、"A. B." in したことをめぐって論争が起こっている。この時、 トのトマス・ブラッドバリー・チャンドラーが、Aw Maryland Gazette, Aplil 21, 1768; J.I.E.'s "A Humble

Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabi のとしては、ボストン通信連絡委員会の発行した The この論争でロックの宗教寛容論が明示的に援用された

(Ibid., 3-4, 13-29)。 (Ibid., 3-4, 13-29)。 (Ibid., 3-4, 13-29)。

革命期におけるアングリカン主教制導入問題についての研究としては、Jack. M. Sosin, "The Proposal in the Pre-Revolutionary Decade for Establishing Anglican Bishops in the Colonies," Journal of Ecclesiastical Hitory, XIII (1962): 76-84; Arthur Lyon Cross, The Anglican Episcopate and the American Colonies (New York, 1902), 161ff を参照されたい。また、特に革命期においてロックの寛容論が果たした役割については、Winthrop S. Hudson, "John Locke-Preparing the Way for the Revolution," Journal of Presbyterian History, XIII (1964): 19-38 を見られたい。

地の著作者たちは、この観念を、イギリス憲法という歴議会権力を否定する際の理論的支柱をなしていた。植民民地の自治権を主張し、植民地の内的事柄に対する本国存するとする観念が、植民地人が植民地代議会による植統治行為、とりわけ課税の正当性は、被治者の同意に

例えば、 らが自然権論に基づく政治論を展開する時、それによっ 植民地人の心情においては、自然権論はまだ、「イギリ といえども、植民地人の同意なくしては植民地に税を課 て彼らはイギリス憲法を説明しているつもりであった。 ス的権利と特権」の観念と融合していたのであって、彼 はなれて、自然権論に決定的に傾斜したわけではない。 後の植民地の政治的著作物の共通言語となっている。 することはできない。このような議論が、一七六七年以 共同社会の意志の受託者にすぎない。従って、本国議会 制度は帝国における至高の権力である本国議会でさえも、 た。従って、主権はあくまでも共同社会に存し、政治的 約によって自然権の一部を統治権力に譲渡した、と論じ 及び財産のよりよい保全のために政治社会を形成し、 態においては平等の権利を享受していたが、生命、 伝統的言語によって主張する他に、好んで自然権論的な き出した。特に「同意による課税」原則は、イギリス憲 史的言語と同時に、自然権論に基づく合理的言語から引 表現によって主張している。彼らは、人はすべて自然状 政の伝統に根ざした原則であったが、植民地人はこれを しかしながら、植民地の政治的思考は歴史的議論から 一七六八年にマサチューセッツ代議会は次のよ 自由

アメリカ革命とジョン・ロック―アメリカ革命政治思想史研究の一視角 (二)―

うに述べている。

によれば、三年に出版された同書の植民地版リプリントの新聞広告イギリス憲法を最もよく説明した著作であった。一七七植民地人にとっては、ロックの『統治論第二論文』も、

ことができるようになるはずである。 リス憲法の諸原則について、より明確に洞察する いて、より良い見解を得ることができるし、イギ いて、より良い見解を得ることができるし、イギ リス憲法の諸原則について、統治についての他のどの 賢明な読者であれば、このエッセイのみをよく注

者は、本国議会の至上権の主張を論駁するために、自然 会による植民地人の財産権の侵害を論難した。またある 保全すべき政府の義務を強調することによって、本国議 自由の観念を強調した。ある者は、生命、 義的な原則を批判するために、自然状態における自然的 らにとって緊急の特殊課題に議論を集中させるのが普通 著作は結局のところ論争の産物であった。著作者たちが ていることは注目に値する。彼によれば、植民地人は全 の源泉を植民地人が混同しているとして、激烈に批判し 知していたウィリアム・ノックスが、これら二つの権利 本国政府のスポークスマンで、植民地における論争を熟 であった。ある者は、人間の生来の服従といった権威主 自然権論を体系的に展開するのはきわめてまれであって、 た、という事である。危機の一二年間を通じて、政治的 ではあるが、彼らが決して厳密な理論家集団ではなかっ しての本国議会への服従を拒否しているのであった。 つ、他方で自然権論によってイギリス帝国最高の権力と しないことによって、一方でイギリス的権利を主張しつ 人類の自然権とイギリス臣民としての特殊的権利を区別 自然権に基づく政治論を簡略にまとめた上で、むしろ彼 植民地の著作者たちの他の特徴は、あたりまえのこと 自由、 財産を

読み手に説明する必要性を感じなかっただけである。著作者たちは、彼らが共通の了解事項とみなした論理を、体物におけるその重要性が軽視されてはならない。自然が体系的に展開されていないからといって、植民地の著権論に基づく人民主権論を提起した。しかし、自然権論

このような特徴は、ロック的言語を使用した著作者たちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどちについても同様にあてはまる。彼らのように、ロック的言語を使用した著作者たているような特徴は、ロック的言語を使用した著作者たちについても同様にある。彼らのうちのほとんどもないである。

れないことである。 社会における人間の自由は、同意によって国家の 社会における人間の自由は、同意によって国家の とであり、また、立法権が、与えら が、与えら が、りえら が、りえら が、りえら

正の点で最も重要な著作物は、一七七二年にサミュエ体現しない立法権力は奴隷状態をもたらすものであって、 自然法に矛盾するものであり、支配が同意によらないで 自然法に矛盾するものであり、支配が同意によらないで 育力にのみよる」時、支配者は被支配者との間で「自ら 『統治論第二論文』の政治論を選択的に援用した。そし で被らの議論が「同意なければ課税なし」のスローガン で被らの議論が「同意なければ課税なし」のスローガン で被らの議論が「同意なければ課税なし」のスローガン でであった。 を戦争状態に置く」ことになる、と議論している。 を戦争状態に置く」ことになる、と議論している。 をして、本国議会権力の範囲について」が重要な意味を が着が同章の立法権力抑制論に目を向けるようになった。 をした。 であって、多くの著 がおいて、 をいる。 ではらのは当然のことであった。 のもとに、本国議会権力が可能を であった。 が重要な意味を がおいて、 が重要な意味を をして、 であって、 が重要な意味を をしている。 ではらの話論が「同意なければ課税なし」のスローガン ではらの表論が「同意なければ課税なし」のスローガン ではらの表論が「同意なければ課税なし」のスローガン ではらの表論とであった。 ではらの表語といる。 ではらの表語との。 ではらの表語との。 ではらの表語といる。 ではらいる。 ではらいるといる。 ではらいる。 ではらいる。

的に譲渡されない限り、[個人に] 残る」のである。と 提示している。即ち、「すべて人間は、彼らが好む限り 文』を引用しつつ、ロック政治論の基礎的前提を簡略に 地人の人間としての自然権」において、『統治論第二論 告である。アダムスは、同文書の最初の節である「植民 とりわけこの植民地の権利の状態について」と題する報 ル・アダムスがボストン通信連絡委員会のために書き、 によってはできない」ことだからである。 の賜物を手放して自発的に奴隷となることは、人間の力 いうのは、「自由への権利は全能の神の賜物であり、こ 示的に引き渡されるか、特定の契約の性格によって必然 を保持している)。そして、「あらゆる自然の権利は、 原初の契約」によって社会を形成した(但し、各個人は 自己保全のために、「自発的な同意」あるいは「公正な 自然状態にとどまる権利を持っている」。しかし人間は、 マサチューセッツ代議会によって採択された「諸植民地、 ·彼の属する社会を離れて他の社会に入る」移住の権利 、 明

アメリカ植民地に生まれた全ての人々」は、自然法のみの立法権力抑制論を展開している。彼は、「イギリス領人の権利」と題する同文書の最後の節において、ロック続いてアダムスは、「[イギリス] 臣民としての植民地

権利として、次の三項目を挙げている。証されている、と主張する。そしてこれらのイギリス的リス本国 [the Realm] の臣民」と同じ権利と自由を保ならず本国議会制定法やコモン・ローによって、「イギ

全することだからである。」 ・支配すべき第一の基本的な自然法は、社会を保設立することである。というのは、立法権自体を設立することである。というのは、立法権自体を設立することである。というのは、立法権力を

して持たない。――に対して絶対的で恣意的な権力をふるう権利を決に対して絶対的で恣意的な権力をふるう権利を決

るように義務付けられている」―― 裁判官によって判決を下し、臣民の権利を決定す周知の確立されよく知られた法と権威ある独立のて支配する権力を正当には持ち得ないのであって、「立法部は、間に合わせの恣意的な法令によっ

の財産のいかなる部分をも取り上げることはできらも、彼本人または代表による同意なくして、彼第三に、最高の権力といえども、いかなる人か

る(一三六節と一三七節。 らである。アダムズが挙げた他の二つの権利は、ロック 別植民地が帝国内にあって本国とは別個の独立国家 らないことを強調した、ロックの第二原則に対応してい 分は、立法権力が客観的な権威によって行使されねばな にあたる (一三五節)。アダムズの第二の権利の後半部 いう目的によって限定されるとした、ロックの第一原則 の三原則に相当する。アダムズの第二の権利の前半部分 が第十一章で展開した、立法権力抑制論の四原則のうち 次節で検討するように、彼らは一七七二年までには、 議会の権利の主張とみなしたにちがいない。というのは 引用である。多くの植民地人は、これをもって、植民地 第一の権利は、臣民が服従すべき国家の最高権力として 節-一四二節)を多少修正した縮約である。アダムズの (Commonwealths or states)とみなすようになっていたか 以上の引用は、 立法権力が恣意的であってはならず、公共の福祉と 立法部の必要性をロックが強調した一三四節からの 『統治論第二論文』第十一章(一三四 アダムズの引用は一三六節か

事を運ぶ傲慢で冷酷な地主の搾取的な地代にさらされる 恐らく現下の課題とは関係しないと判断したため、ここ 由があり得るというのか?」。なおアダムズは立法権力 らない課税の不当性を主張した第三原則であり されないし、財産権こそ自由の基礎なのであるから、 ことになるであろう」。そうなれば、どんな財産も保証 人の金銭をとりあげることができるのであれば、「我々 展開している。彼によれば、イギリスの庶民院が植民地 国議会によって税を課されるべきではない、との議論を 引用に続けてアダムズは、植民地人は本国議会によって して、これを彼の第三の権利として挙げている。上記 節−一四○節)、アダムズは一三八節の冒頭部分を引用 とって緊急で直接的な意味を持っていたのは、 では削除している。 の不可譲性を強調したロックの第四原則(一四一節)を、 に踏みにじられている間に の土地が次に取り上げられるであろうし、我々が泥の中 代表されていないし、代表され得ないのであるから、 財産が同意なくして取り上げられるならば、どんな自 第十一章におけるロックの議論のうちで、植民地人に [我々の土地は] 易々として 同意によ

個

上のように、サミュ エ ル ・アダムズは、 危機の最初

九二(二四〇)

史

リス領植民地の権利』において提示した『統治論第二論 の年である一七六四年にジェイムズ・オティスが **『**イギ

文』第十一章に基づく議論を、茶法制定の六カ月前の一 者たちがロックの立法権力抑制論を援用した。しかし彼 七二年の間に、特にボストンを中心として、多くの著作 七七二年に繰り返して展開している。一七六四年と一七

らは、 クの第三原則をとり出し、それをもって「同意なければ 権力抑制論の中から課税と同意 まとめて提示する程入念な理論家ではなかった。かわり に彼らは、 オティスやアダムズのように、第十一章の全体を 財産権の重要性を強調しつつ、ロックの立法 (代表) についてのロッ

課税なし」とする彼らのスローガンの理論的根拠とした。 もオティスの『イギリス領植民地の権利』に言及しつつ、 張する。そして、 彼自身の労働の産物に対する排他的な権利を持つ」と主 性を強調しつつ、「すべて人間は、生まれながらにして、 ラス」である。著者は、自然権としての財産権の不可侵 『ボストン・ガゼット』にエッセイを書いた「ベネヴォ ティスの影響力を同時に示しているのは、一七六七年に この点で、植民地の著作者たちに対する、 ロックの第三原則を直接引用し、 ロックとオ

> えも、いかなる人からも彼の同意なくしては、 ティス氏 憲法の大きな防壁であると述べている。 の第一原則 偉大で有能なある著作者は、これこそが法と正義 意なくしては、 ない」。直接あるいは代理を通じての「人民の同 の財産のいかなる部分をも取り上げることはでき ているところでは、「最高の権力 [立法権] でさ 統治一般についての論考においてロック氏が述 『植民地の権利について』等。 税は人民に課されてはならない」。 自由な国家、とりわけイギリス 才

十分であった。このように、課税に関するロックの している。 による課税への反論の根拠として、新聞エッセイに登場 響力をもったジェイムズ・オティスを通じて、本国議会 権力抑制論第三原則が、植民地の著作者たちに大きな影 る権利が譲渡され得ないものであることを示す」には 「これらの権威」、すなわちロックとオティスを挙げれば 「ベネヴォラス」にとっては、「各人が彼の財産を処理す

の間に普及した。キャムデン卿が本国議会において宣言 ロックの第三原則は、 他の経路を通じても、 植民地人

次のように述べている。

ている。彼にとって、「[ロック]が書いていることは、 キャムデンはロックの立法権力抑制論第三原則を引用し するキャムデンの信念を表明し、そのために個人の財産 翌年にかけて、ポーツマスからサバンナに至るまで、植 の心情にあっている」のであった。 現下の主題にきわめてよくあてはまり、きわめてよく私 ている。印刷された演説の最後のパラグラフにおいて、 の不可侵性と、課税と代表(同意)の相互関係を強調し で不変の自然法に基づくこの [国の] 憲法に反する] と 法権を主張した宣言法が、「自然の基本法に反し、永遠 民地の多数の新聞にリプリントされている。演説は ドンの新聞に掲載され、この記事が更に、同年暮れから している。そしてこの議会演説が一七六七年十月にロン くくるにあたって、『統治論第二論文』一三八節を引用 法を批判した、一七六六年三月三日の有名な演説をしめ **あらゆる場合において」本国議会の植民地に対する立**

子孫を奴隷とするものである。というのは、でもないのであるのに、本国議会による課税は、彼らのるために」大西洋を渡ったのでも、荒野を切り開いたの「アメリカ人の先祖たち」は「奴隷の状態に陥しめられ

えるのか?」きるものの中に、いったいどんな財産を持つとい人が好む時に、正当に他人が取り上げることがでロック氏のコトバを用いるならば、「彼らは、他

大な人物のコトバであり、あなたが真剣に検討しり上げることはできない」。――これは、この偉の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取「最高の権力といえども、いかなる人からも、彼

植民地人は、キャムデンを、本国議会における彼らのたちによって、きわめてしばしば引用されることになる。一四〇節からの引用であって、この後、植民地の著作者キャムデン演説のこの最後の一文は、『統治論第二論文』

擁護者とみなしただけではなく、 係についてのロックの立法権力抑制論第三原則を浸透さ た」のであった。この演説は、オティスのパンフレット(4) キャムデンは、「有名なロック氏の統治についての論考 のあるプリンターがこの演説に付け加えた前文によれば、 ギー的源泉に訴えている、とみなしたであろう。植民地 せる効果を持ったにちがいない。 とともに、植民地の著作者たちの間に、課税と同意の関 によって武装し、それをポケットに入れて持ち歩いてい 彼らと同じイデオロ

ては、「地上のどのような権力によっても合法的に、あ らと彼らの子孫が獲得したもの」は、 に来た」のであるから、「彼らの所有するもの、及び彼 であり、「我々の先祖は自由人としてこの国 [Country] を促そうとするものであった。この演説によれば、 せまられていた。そして上記演説は彼らに運動への参加 よって始められた不輸入協定に参加するか否かの返答を デルフィア商人たちは、ボストンとニュー・ヨークに フィア商人集会における演説」にも現れている。フィラ(エシ) された「一七六八年四月二五日月曜日の、 人の財産は彼らの同意なくしては取り上げられないもの ックの立法権力抑制論第三原則は、後に新聞に印刷 彼らの同意なくし フィラデル 自由

> 要約した一四二節を引用しつつ、次のように主張する。 設立された植民地政府は 即ち、国王の同意に基づいて最初の定住者たちによって るいは権利によって」取り上げられ得ないのである。 れに続けて演説は、 ロックが立法権力抑制論の四原則を

九四(二四二)

ある。 も課されるべきではないし、課され得ない」ので 同意なくしては、彼らの財産に対していかなる税 れば)、「彼らや彼らの代理人によって与えられた 財産を自由にできる」政府であった。従って、 「(ロック氏が表現しているように) 人々が彼らの 同じ著者が他の箇所で引き出している結論によ

避けるために、フィラデルフィア商人たちは、不輸入運 人々に対する』権力だからである」。このような事態を 配することである」。「というのは、ロック氏が言ってい 我々の上に専制的政府をうち立て、我々を奴隷として支 産 るように、『専制権力とは、何の所有権をも持たない 本国議会がダウンゼント諸関税によって、植民地人の 権を侵害することに成功すれば、「次にくるのは、

動に糾合するべきである、と演説は主張している。

見てみよう。このエッセイは、タウンゼント諸法に対す(ધ) スの のに対して、「ヴァジニア人」はこれらの著作家の考察 作家を引用しながら、本国議会の至高性を主張している が、コーク、バーレイ、ヘイル、アディソンといった著 著作者もいた。「ヴァジニア人」の筆名で、『ペンシル 要点を抽出したのかも知れない。しかし中には、ロック 認知し、これらの二次的なテクストから、彼らの議論の 更に「ヴァジニア人」は、「バルベイドス人」がオティ しているイギリス本国のみに限定されていると反論する。 上のエッセイに対する反批判である。「バルベイドス人」 によって書かれた『ペンシルヴェニア・クロニクル』誌 る大陸植民地の抵抗運動を批判した「バルベイドス人」 ヴェニア・ガゼット』に掲載されたエッセイを例として 政治論に精通していて、独自にロック的議論を展開した キャムデン演説を読んで、ロックの第三原則の有効性を ニア人」は課税と代表の関係について彼自身で論理を展 植民地の著作者の多くは、オティスのパンフレットや と彼がみなした点を正している。そして、「ヴァジ 「実質的代表のみではなく事実上の代表をも」実現 『イギリス領植民地の権利』を恣意的に曲解してい

で、統治についての最良の著作家の見解」である。「この時代や他の時代が生み出し得た最もすぐれた論者手法をとっている。彼によれば、ロックの理論こそ、開するかわりに、ロックをして読者に語らせる、という

の報告文書を書いた以前のサミュエル・アダムズの著作の報告文書を書いた以前のサミュエル・アダムズの著作節までの、長くはあるが正確な引用をもって埋めている。二を、ロックが第三原則を展開した一三八節から一四○一がアジニア人」は、この後彼のエッセイの残り三分の「ヴァジニア人」は、この後彼のエッセイの残り三分の

九六(二四四

彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも――最高の権力といえども、いかなる人からも、意的ではないし、また、そうではあり得ない。えども、人民の生命と財産に対して、絶対的で恣ロック氏が述べているように、「最高の権力とい

彼らの反対を基づけている唯一の原則である。 れらは、アメリカ人が最近の本国議会制定法へのには何の所有権も持たないからである」。――こいが好むままに私の同意に反して、正当に私から取り上げることはできない。――というのは、他取り上げることはできない。――というのは、他

レットを読んだり、恐らくは新聞でキャムデン演説を読むていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としめていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としめていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としめていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としめていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としいが、にがの反本国議会論の理論的根拠を『統治論第二論文』に求いる、日本には、日本のように、自然権論に基づく政治論を展開しつつ、以上のように、自然権論に基づく政治論を展開しつつ、

た。 での第三原則を抜き出して、彼らの理論的武器としいの著作者たちは、決して厳密な理論家ではなかった。彼の著作者たちは、決して厳密な理論家ではなかった。彼の重要性に気づいたものと思われる。しかし、植民地のだことによって、植民地の多くの著作者たちが第十一た。

さらに植民地の著作者たちは、ロックが第三原則を述さらに植民地の著作者たちは、ロックの一三八また。植民地の議論の前提は、生命、自由、とりわけ財産た。植民地の議論の前提は、生命、自由、とりわけ財産がンを補強する特定の文章を引き出して、これを多用しずンを補強する特定の文章を引き出して、これを多用しば、財産が税であれ他の形態においてであれ、所有者の同意なくして取り去られ得るのであれば課税なし」の間にである。この前提と、「同意なければ課税なし」の間にである。この前提と、「同意なければ課税なし」の間にである。この前提と、「同意なければ課税なし」の間にである。この前提と、「同意なければ課税なし」の別にがより、とする主張が、論理的中間項として存在する。には、財産が税であれ他の形態においてであれ、所有者のは、財産が税であれ他の形態においてであれ、所有者のは、財産が税であれば、自由、とりわけ財産がおいる。

ままに、私から正当に取りあげることができる物というのは私は、私の同意に反して、他人が好む

らである(一三八節)。について、本当には何の所有権も持っていない

んな所有権を持つといえるのか?(一四〇節)。が取り上げてかまわないものにいて、いったいどというのは、私は、他人が好む時に、正当に他人

アメリカ革命とジョン・ロック―アメリカ革命政治思想史研究の一視角(二)―

九七(二四五)

に次いで二番目に多い。

「ペンシルヴェニアの農夫の手紙」
ン・ディキンスンの『ペンシルヴェニアの農夫の手紙』
た植民地の新聞の数は、少なくとも十誌にのぼり、ジョ
記一四〇節の一文で締めくくっている。同演説を印刷しなことに、キャムデンはこのパラグラフを、ロックの上第三原則に依拠して組み立てられている。しかも印象的

れた 年四月にかけて、 れている。『ペンシルヴェニア・クロニクル』に連載さ になるであろう、との彼の主張を補強するために用いら て、第七通目の手紙に引用されている。この引用は、ター四〇節からの一文が、キャムデン演説からの引用とし 担っていない。しかし、付随的にではあるが、ロックの 通の手紙を通じて自然権論は、ほとんど本質的な役割を によって書かれている点で例外的な著作物であり、 の『農夫の手紙』は、専らイギリス的権利の歴史的言語 植民地の著作物に広げる役割を果たした。ディキンスン 掲載されている。恐らく多くの植民地人は、この時期の 人の全財産を奪い、 ウンゼント諸関税が、究極的には本国議会をして植民地 ディキンスン自身も、 『農夫の手紙』は、一七六七年十二月から一七六八 少なくとも植民地の十九誌の新聞に再 植民地人を奴隷状態に陥しめる端初 ロックの所有権に関する文章を 十 二

ることになったと思われる。紙』を通して、ロックのこの特定の文章に引きつけられあった、キャムデン演説かディキンスンの『農夫の手六年間を通じて最も影響力をふるった二つの新聞記事で

り出されて〕繰り返し引用されている」と証言している。(ユロ)を引用しつつ、この文章が「偉大なるロック氏から[取 こともせずにつけ加えている。 このことはロックの一(20) を引用しつつ、この文章が「偉大なるロック氏から 権を侵害したとの主張を展開した、『ボストン・イヴニ を示唆する。あるいはまた、本国議会が植民地人の財産 三八節が、同代議会の共通言語の一部となっていたこと 八節からの一文を、引用符をつけることも、原典を示す ことを示す、いくつかの根拠がある。たとえば、ヴァジ 数を、統計的に示すつもりはない。しかし、これらの文 る植民地への課税権の主張を反駁するに際して、 ング・ポスト』誌上のあるエッセイは、一 ニア代議会は、マサチューセッツ回状に対する返答にお 章が植民地人の間で、きわめてポピュラーになっていた いて、「同意なければ課税なし」を繰り返す際に、 の特定の文章が、植民地の著作物において引用され 以上のように、植民地の著作者たちは、 本稿は、 一三八節や一四〇節の所有権に関 本国議会によ 四〇節の一文 するロ た回 ッ ク

景に、第十一章「立法権力の範囲について」において そして、第三原則もまた、単なる断片ではなく、その背 ちがこれをもって彼らの抗議の根拠を説明しようとした。 理としてきわめて適合的であったため、多くの著作者た 伝統の一部である。しかし、それを議会権力抑制 のコンテクストで成立した、 持っていた。ロックの第三原則は、もとより反国王大権 課税と代表に関するロックの立法権力抑制論第三原則を ば課税なし」を補足する便利なキャッチワードであった ば 危機において最も影響力があり、 口 ンテクストに置いたロックの表現は、植民地の抗議の原 文』から切り取られた単なる断片ではなく、その背景に、 引用された。 ため、植民地の著作者たちによって、きわめてしばしば ていた。所有権に関するロックの文章は、「同意なけれ ら抜き出された、 治論一般がその底辺をなし、一三八節ないし一四○節か 口 著作者が言及したジェイムズ・オティスの『イギリス ック的言語の果たした役割りは、自然権論に基づく政 ックが展開した立法権力抑制論を持っていた。 しかし、これらの文章は、『統治論第二論 論文』の政治論に訴えた。 所有権に関する一文がその頂点をなし イギリス中世以来の憲政的 一七六七年以後も多く この局 印紙法 論の 面 コ (

> ができる。 ⁽²²⁾ 文』を断片的にしか引用していないからといって、 らった。従って、多くの著作者たちが『統治論第二論 についての文章を引用することで、オティスの例に サミュエル・アダムズがオティスの知的営為を繰り返し 論の下部構造を持っていたのであって、この構造の上に の引用は、必ずしも皮層的なものではなく、ロック政治 示することはしていないが、 の著作者たちが、ロック政治論の全体像を繰り返して提 て行なった。そして、オティスとアダムズの間で、多く ロックの立法権力抑制論を展開した。一七七二年には、 て立法権力論に至るロック政治論の全体像を提示しつつ、 領植民地の権利 本国議会権力に挑戦した、とみなすこと は、 自然状態の概念から契約理論を ロックの第三原則や所有権 彼ら

て興味深いのであるが、この側面での検討は次節に譲りクの移住論や「暗黙の同意」論を用いている点できわめ「実質的代表」理論を批判ないし擁護するために、ロットを簡単に見ておきたい。これらのパンフレットは、ユュー・イングランドでリプリントされた三編のパンフルットは、なお最後に、イギリス本国人によって書かれ、一七六

00(二四八)

たい。

である。 の立法権力抑制論第三原則をめぐってなされていること 編のパンフレットの間で戦われた論争の一部が、 現在の我々の観点から重要であるのは、これら三 ロック

説された、文句のつけようのない議論」に訴えるとして、に、このパンフレットは、「偉大なるロックによって力 と主張している。彼によれば、第三原則でロックが主張 彼の論敵たちが、特にロックの第十一章を曲解している、 ば『統治論第二論文』が援用されることに刺激されて、 る『イギリスと植民地の間の論争の再考察』である。 全文を引用している。第二のパンフレットは、政権側のロックが第三原則を述べた一三八節から一四〇節までの 必然的に議会が持つ、とする論敵の主張に反駁するため たパンフレットを批判して、匿名で出版された『ヒルス(窒) しようとしたことは、議会が「彼ら[議会]自身の私的 プロパガンディストであったウィリアム・ノックスによ バラ伯への手紙』である。議会主権を強調して課税権も な使用や目的」 ノックスは、政権に反対する著作者たちの間で、 ことができないということであって、「最高の立法権は 第一のパンフレットは、政権のアメリカ政策を擁護し のために「イギリス人民の財産」を取る しばし

> て、 あるのであった。ノックスの弁明にもかかわらず、このめに、人民の財産のいかなる部分をも処分する」権利が 三九節における「ロック氏の公理」を引用している。 ド・バンクロフトが、『論争の再考察への論評』におい 点では明らかに、ノックスのほうがロックの第三原則を における課税の性格についての権威的な説明として、 に与える人民の行為であった」と主張し、イギリス憲法 が彼らの同意によって彼らの財産の一部を、彼らの君主 フトは、イギリス憲法においては、課税は「本来、人民 曲解している、と言わざるを得ない。第三に、エドワー 信託に合致して行動するならば」、「公の安全と利益 ノックスに対する反批判を展開している。バンクロ のた

注

(1) マサチューセッツ代議会からシェルバーン伯への手紙 セッツからジョージアにかけて、多くの新聞に掲載され te, April 14, 1768; Maryland Gazette, April 14, 1768; いらる。 Boston Gazete, March 21 and 28, 1768; Boston タムへの手紙も見られたい。これらの手紙はマサチュー 議会からコンウェイ、ロッキンガム、キャムデン、チャ News-Letter, March 31 and Aril 7, 1768; Providence Gazet Georgia Gazette, June 1-22, 1768 同様に、一七六八年一月から二月にかけて出された同代

- (∞) Boston Gazette, March 1, 22, April 12, May 17, &c 1773; Boston News-Letter, March 4, 1773.
- (3) William Knox, The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed (London, 1769; rep., Boston, 1769), 6-13. このパンフレットは Boston Chronicle, April 13-May 18, 1969 にも連載されている。
- (4) "Libermoriturus" as Thomas Young in Boston Evening Post, November 9, 1767.
- 新聞エッセイがある。(5) 第二二節を引用して同じ議論を展開した例として次の

"Advertisement to the Reader" of the "Dougliad," no. 1, in New-York Gazette and Weekly Mercury, April 9, 1770.

- (6) "A State of the Right of the Colonies and of this Province in Particular," in Boston Committee of Correspondence, The Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabitants of the Town of Boston (Boston, 1772). 同文書は合計六〇〇部がマサチューセッツの他のタウンや、他植民地に発送されている。また少なくとも次の二誌に掲載されている。Pennsylvania Journal, February 3 and March 3, 1773; Virginia Gazette (Rind), April 29 and
- (r-) The Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabitants of the Town of Boston, 2-3, 7.
- (∞) Ibid., 8.
- (5) *Ibid.*, 8-10.
- 19) *Ibid.*, 12.

- (11) Ibid., 11
- (2) Boston Gazette, November 9, 1767.
- (A) South Carolina Gazette, December 7, 1767; Georgia Gazette, December 23, 1767; Pennsylvania Chronicle, December 28, 1767; New York Journal, December 31, 1767; Pennsylvania Journal, December 31, 1767; Pennsylvania Journal, December 31, 1767; Boston Evening Post, January 18, 1768; Boston Chronicle, January 18, 1768; Connecticut Courant, January 25, 1768; Connecticut Gazette, February 5, 1768 (Supplement); New Hampshire Gazette, June 11, 1773.
- (4) Boston Chronicle, January 18, 1768
- (5) Boston Evening Post, May 23, 1768
- (4) Pennsylvania Gazette, September 29, 1768 (Postscript)
- 口) Boston Gazeete, September 9, 1771; December 23, 1771; January 20, 1772. Boston Gazette, January 27, 1772の参照されたら。
- (18) 「ヴァジニア人」やサミュエル・アダムズと同じ主旨で、例えば次の資料も参照されたい。"Junius Americanus's" "A letter to JUNIUS on the Right of Taxation," in Boston Evening Post, May 4, 1772 (reprinted in Connecticut Gazette, May 8, 1772); Anon., A Letter to The Right Honourable The Earl of Hillsborough (London, 1769), 37-39 (reprinted in Boston, 1769 as a pamphlet and in Providence Gazette, January 20-February 17, 1770).
- (Philadelphia, 1768), 38. 引用箇所は次のとおり。「もし知り) John Dickinson, Letters From A Farmer In Pennsylvania

いったいどんな所有権を持つといえるのか?』」。 む時に正当に他人が取り上げてかまわないものについて、いはロック氏のコトバを用いるならば、『我々は他人が好ば』我々自身のものと呼べるものは何もなくなる。あるはや我々ではなく彼ら次第ということになる。[そうなれ自身の金銭が我々のポケットに残り続けるか否かは、もも彼らが我々に課税する権利をもつのであれば――我々も彼らが我々に課税する権利をもつのであれば――我々

20) 引用箇所は次のとおり。「人民が本国議会における彼らの代表者たちによって与える同意なくしては、地上のどのような権力も、人民に税を課したり、彼らの財産のどのような権力も、人民に税を課したり、彼らの財産のとれて、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアて、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアで、何の所有権も持っていないからである」。ヴァジニアは、他人が好いである」。ヴァジニアンに、「人民が本国議会における彼らの代表者により、1768; Pennsylvania Chronicle, July 11, 1768

(21) Boston Evening Post, April 12, 1773. 一三八節や一四〇節のこれらの文章が引用された他の例としては、例えば次の史料を見られたい。"Centinel," no. 6, in Pennsylvania Journal, April 28, 1768 (sec. 140, reprinted in Boston Evening Post, May 16, 1768); William Hicks, The Nature and Extent of Parliamentary Power Considered (Philadelphia, 1768), 2 (sec. 140, reprints in Pennsylvania Journal, New York Journal, Boston Gazette, Boston Evening Post, South

Carolina Gazette, from January through April, 1768); John Tucker, A Sermon Preached At Cambridge, Before His Excellency Thomas Hutchinson, Esq (Boston, 1771), 16 (sec. 138)

Ideological Origins of the American Revolution (Cambridge, Ideological Origins of the American Revolution (Cambridge, Mass., 1967), 28 を見られたい。ベイリンは、啓蒙思想が、でいる。「[啓蒙思想家からの]引用はありあふれている。「[啓蒙思想家からの]引用はありあふれては、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。は、政治理論の場合には、彼は、「植民地の」著作者がたまた。

(\mathrm{M}) Anon., The Constitutional Right of the Legislature of Great Britain(London, 1768).

(A) Anon., A Letter To The Right Honourable The Earl of Hillsborough (London, 1769), 39. (Reprinted in Boston, 1769 and in Providence Gazette, January 20-February 17, 1770).

(전) Ibid., 37-39.

8) William Knox, The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed (London, 1769), 33-35. (Reprinted in Boston, 1769 and in Boston Chronicle, April

13-May 18, 1769).

(E) Edward Bancroft, Remarks on the Review of the Controversy (London, 1769), 84-85. (Reprinted in New London, 1769).